

# 設 計 書

予算項目	水道事業会計 総係費 備消耗品費
委託番号	長期第5号

課長	課長補佐	係長	副務者	検算	主務者 (監督員)

年度	令和6年度	作成年月日	令和5年12月28日	履行期間	令和6年4月1日	から
委託名	白黒電子複写機の複写料金等に関する契約(その2)				令和11年3月31日	まで
委託場所	秋田市上下水道局お客様センター、下水道整備課および下水道施設課			契約者		
設計金額	一枚当たり	金	円也			
財源区分	国補・県補・(市単)					

費用内訳			業務概要	
	設計額 (円)	適用		
			複写機の複写料、保守および消耗品供給の単価契約	
	業務価格	一枚当たり	お客様センター	1台
	消費税等相当額		下水道整備課	1台
	合計		下水道施設課	1台
			副務者	(職名)氏名
			主務者(監督員)	(職名)氏名

## 業 務 内 容 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
直接費	複写機の複写料		枚	1			見積もり
消費税等相当額							10%
合計							

## 白黒電子複写機の複写料金等に関する契約(その2)仕様書

- 1 白黒電子複写機設置台数 3台
- 2 設置場所、台数および年間使用見込み数量

設置場所	台数	年間使用 見込み数量(枚)
お客様センター 秋田市川尻みよし町14番8号	1	25,000
下水道整備課 秋田市川尻みよし町14番8号	1	22,000
下水道施設課 秋田市八橋本町六丁目12番15号	1	17,000

### 3 積算項目

2の白黒電子複写機(以下「複写機」という。)を一括して、コピー一枚あたりの単価(以下「コピー料金」という。)を積算すること。なお、コピー料金は銭単位とし、消費税および地方消費税の額を含まないものとする。

### 4 設置機能条件

- (1) デジタル機であること。
- (2) 複写機本体ならびにオプション品は新品を設置すること。
- (3) 「グリーン購入法」特定調達品目適合商品であること。
- (4) 給紙テーブルを4以上有すること。
- (5) A3版の複写(原寸大)が可能であること。
- (6) 多重手差し給紙が可能であること。
- (7) 縮小および拡大のズーム機能が備わっていること。
- (8) 付加機能
  - ア 複写スピード(A4ヨコ)  
1分間で25枚以上であること。
  - イ 自動原稿送り装置  
自動原稿送りによる複写機能を備えていること。また、サイズの異なる原稿が混載した場合でも、自動判別機能を搭載していること。
  - ウ 丁合機能  
ステーブル、パンチ機能付きのフィニッシャーを装備すること。
  - エ 両面機能

自動両面コピーが可能であること。

オ ファックス機能を装備すること。

カ スキャナー機能

次のスキャナー機能を装備すること。

(ア) 最大原稿読み取りサイズ 複写機能に準ずる

(イ) 読み取り解像度 600dpi以上

(ウ) 原稿読み取り速度 (モノクロ) 45枚/分以上

(エ) 読み取り階調 フルカラー モノクロ、グレースケール

(オ) インターフェイス Ethernet 100BASE-TX/10BASE-T

(カ) 出力フォーマット PDF、JPEG、TIFF

(キ) 自動両面原稿送り機能 (両面読み取りが可能) があること

(ク) クライアントPCへの取り込みが可能であること

## 5 契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 6 積算条件

(1) 毎月一定期日に、設置場所のキーカウンター毎に請求すること。

(2) コピー料金には、保守および消耗品の供給等の一切の経費を含むものとする。ただし用紙代およびステープル用ホチキス針代を除く。

(3) テストコピーおよび複写機の原因による不良コピーの枚数は、請求に含まないものとする。

(4) 複写機の所有権は、設置者に属し、設置者の負担で動産保険を付保するものとする。

## 7 その他

(1) 複写機の適切な操作方法を指導するとともに、常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、必要な消耗品を円滑に供給すること。

(2) 落札した者は、設置機器について、後日仕様書およびカタログ等を添えて、総務課庶務係まで報告すること。

(3) 複写機の設置については、既設複写機を撤去する者と十分な打ち合わせを行い、業務に支障のないよう対応すること。

(4) 設置の際は、ファックス機能の送受信の確認を行うこと。

(5) 機器修理等の際は、要請から概ね1時間以内で現地対応すること。

(6) 設置位置については、総務課庶務係と協議し決定すること。